

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県土地利用計画の変更(公園都市政策課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良事業の変更認可申請の適否の決定(ク)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任について(会計課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第三百七十三号

鳥取県土地利用基本計画を平成八年三月二十九日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中船岡町、八東町、若桜町及び用瀬町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(中山間地域総合整備事業東郷地区区画整理)を平成八年五月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百七十五号

若桜町が行う土地改良事業(非補助土地改良事業上高野地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年五月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字唐戸一五四五の三、一五四六の三、一五四七の二、一五四八の二、一五四九の三、一五五〇の二、一五五三の二、一五五四の三、一五五五の三、一五五七の三、一五六一の三、一五六三の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第三百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字蝦谷五六二の四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「夏のうたコンサート」	平成八年六月二十三日	わらべ館 いべんとほーる

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 澤 井 壽

三 委任期間

平成八年五月二十五日から同年七月一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の支部	備考
新進党参議院選挙区鳥取県第一総支部	常田亨詳	西垣容子	鳥取市西町二丁目一〇一	平成八年三月二十八日	新進党支部	1以上の市町村の区域を単位とする
新進党鳥取県第一総支部	石破 茂	森山亮夫	鳥取市戎町四一九	〃	〃	〃
新進党鳥取県第二総支部	山内 功	扇谷達夫	米子市加茂町一丁目一四	〃	〃	〃
自由民主党鳥取市湖山西支部	国富二郎	澤 昭夫	鳥取市湖山西二丁目一三三	平成八年四月一日	自由民主党	〃
自由民主党鳥取市明徳支部	川崎重夫	宮本寿夫	鳥取市瓦町六五四	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市浜坂中ノ郷支部	政治団体の名称	自由民主党鳥取市浜坂中ノ郷支部	自由民主党鳥取市中ノ郷支部	平成八年三月二十一日	政党の支部
自由民主党日南町支部	会計責任者の職務代行者の氏名	福田 守	坪倉正孝	〃	〃
自由民主党福部村支部	代表者の氏名	山本正明	飼牛陽一郎	〃	〃

西伯高志会	松本十三穂	種 温祥	西伯郡西伯町大字法勝寺三七七一	〃	その他の政治団体
池本 一後援会	那須勝美	米田俊則	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇八七一二	平成八年四月十七日	〃
田中満雄後援会	谷本 茂	田中昌一郎	東伯郡赤碕町大字八幡七九二一一	平成八年四月十八日	〃







野坂浩賢めぐみ 会	会計責任者の 氏名	吉田道子	佐々木周子	〃	〃
〃	会計責任者の 職務代行者の 氏名	橋井多恵子	乗本吉子	〃	〃
鳥取県司法書士 政治連盟	代表者の氏名	鎌谷 収	森田英雄	平成八年 五月十四 日	〃
〃	会計責任者の 氏名	山本栄治	笠原哲郎	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 山口 欣 弘

◎その他の政治団体 期間 平成6年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 幡野義行後援会 報告年月日 平成8年3月28日	イ 本年収入額 100,000円 ロ 支出総額 116,205円 ハ 収入・支出の内訳 1 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲） ニ 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲）
1 収入・支出の総額 139,324円 （1）収入総額 139,324円 （2）支出総額 39,324円	イ 本年収入額 100,000円 ロ 支出総額 116,205円 ハ 収入・支出の内訳 1 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲） ニ 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲）
ア 前年繰越額 39,324円	イ 本年収入額 100,000円 ロ 支出総額 116,205円 ハ 収入・支出の内訳 1 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲） ニ 収入の内訳 116,205円 （内訳別掲）

合計 〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 （寄附者の氏名）（金額）（住所） 幡野義行 100,000円 境港市 （2）支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 1,275円 事務所費 2,660円 小計 3,935円 政治活動費 組織活動費 110,470円 調査研究費 1,800円 小計 112,270円 合計 116,205円 （うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円）	備品・消耗品費 4,620円 事務所費 10,200円 小計 14,820円 政治活動費 6,600円 その他の経費 21,420円 合計 42,840円 （うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円） 政治団体の名称 山脇敏正後援会 報告年月日 平成8年4月1日 1 収入・支出の総額 （1）収入総額 6,213,111円 ア 前年繰越額 5,080,985円 イ 本年収入額 1,132,126円 （2）支出総額 1,626,395円 2 収入・支出の内訳 （1）収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 50,000円 （うち指定団体に対する寄附 50,000円） 法人その他の団体からの寄附 小計 1,050,000円 寄附合計 1,050,000円
政治団体の名称 足立光徳後援会 報告年月日 平成8年4月1日 1 収入・支出の総額 （1）収入総額 22,320円 ア 前年繰越額 22,320円 イ 本年収入額 0円 （2）支出総額 21,420円 2 支出の内訳 経常経費	備品・消耗品費 4,620円 事務所費 10,200円 小計 14,820円 政治活動費 6,600円 その他の経費 21,420円 合計 42,840円 （うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円） 政治団体の名称 山脇敏正後援会 報告年月日 平成8年4月1日 1 収入・支出の総額 （1）収入総額 6,213,111円 ア 前年繰越額 5,080,985円 イ 本年収入額 1,132,126円 （2）支出総額 1,626,395円 2 収入・支出の内訳 （1）収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 50,000円 （うち指定団体に対する寄附 50,000円） 法人その他の団体からの寄附 小計 1,050,000円 寄附合計 1,050,000円

その他の収入	82,126円	政治活動費	402,900円
10万円未満の収入	82,126円	組織活動費	
合 計	1,132,126円	機関紙誌の発行	
[寄附の内訳]		その他の事業費	103,400円
個人からの寄附		宣伝事業費	103,400円
その他	50,000円	その他の経費	31,250円
法人その他の団体からの寄附		小 計	537,550円
その他	1,000,000円	合 計	1,626,395円
[指定団体に対する寄附の内訳]		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
その他	50,000円	政治団体の名称	渡邊喜八郎後援会
(2) 支出の内訳		報告年月日	平成8年4月1日
經常経費		収入・支出の総額	
人件費	400,000円	1 収入総額	0円
光熱水費	21,125円	2 支出総額	0円
備品・消耗品費	312,500円		
事務所費	355,220円		
小 計	1,088,845円		

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、  
 次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
田淵銀一後援会	坂本昭雄	田淵 稔	八頭郡河原町大字 本鹿二〇八	平成八年三月十四日	その他の政治団体
前田好雄後援会	古田豊秋	前田 敦	西伯郡西伯町大字 法勝寺五三三	平成八年三月二十日	
大谷輝子後援会	南 久仁	山見 満	米子市西福原一丁目三一六	平成八年三月二十日	
小村勝洋後援会	石尾 実	田中克美	鳥取市吉方一六八―一八	〃	
さがり後援会	庄司三郎	嵯峨里浩一	境港市福定町一五〇	平成八年三月二十九日	
池沢げんぞう後援会	池沢源蔵	池沢俊晴	気高郡鹿野町大字 今市九七六一〇	平成八年四月一日	
ともさだ節雄後援会	池本嘉明	友定稔博	米子市塩町四二	平成八年四月八日	
米井のぶとし後援会	竹下善一郎	米井昭人	八頭郡智頭町大字 智頭一六六九	平成八年五月七日	
吉村真事鳥取県港湾後援会	神谷徳治	石丸有三	鳥取市川端五丁目二五一	平成八年五月十四日	



鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、この政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 堀 口 俊 昭

<p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成5年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 ともさだ節雄後援会</p> <p>報告年月日 平成8年4月8日</p> <p>(平成6年12月26日解散)</p>		<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 21,705円</p> <p>(1) 前年繰越額 21,705円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>		<p>2 支出総額 158,754円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附（政党匿名寄附を除く）</p> <p>(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 120,000円</p> <p>合 計 120,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名) (金額) (住所)</p> <p>米井薫甫 120,000円 八頭郡智頭町</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>光熱水費 17,500円</p> <p>備品・消耗品費 2,600円</p> <p>事務所費 96,000円</p> <p>小 計 116,100円</p> <p>政治活動費</p> <p>その他の経費 42,654円</p>			
<p>期間 平成6年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 米井のぶとし後援会</p> <p>報告年月日 平成8年5月7日</p> <p>(平成7年12月31日解散)</p>		<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 163,238円</p> <p>(1) 収入総額 43,238円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額 120,000円</p>		<p>合 計 158,754円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 池沢げんそう後援会</p> <p>資金管理団体の 池沢源蔵</p> <p>届出をした者の氏名</p> <p>資金管理団体の 鳥取県議会議員</p> <p>届出に係る公職の種類</p> <p>報告年月日 平成8年3月11日</p> <p>(平成8年3月31日解散)</p>		<p>個人からの寄附 50,000円</p> <p>合 計 106,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 50,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 3,850円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 104,240円</p> <p>その他の経費 10,800円</p> <p>小 計 115,040円</p> <p>合 計 118,890円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	
<p>期間 平成6年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 米井のぶとし後援会</p> <p>報告年月日 平成8年5月7日</p> <p>(平成7年12月31日解散)</p>		<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 163,238円</p> <p>(1) 収入総額 43,238円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額 120,000円</p>		<p>個人からの寄附 56,000円</p> <p>寄附（政党匿名寄附を除く）</p> <p>(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 50,000円</p> <p>合 計 106,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 50,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 3,850円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 104,240円</p> <p>その他の経費 10,800円</p> <p>小 計 115,040円</p> <p>合 計 118,890円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>			
<p>期間 平成6年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 米井のぶとし後援会</p> <p>報告年月日 平成8年5月7日</p> <p>(平成7年12月31日解散)</p>		<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 163,238円</p> <p>(1) 収入総額 43,238円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額 120,000円</p>		<p>個人からの寄附 56,000円</p> <p>寄附（政党匿名寄附を除く）</p> <p>(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 50,000円</p> <p>合 計 106,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 50,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 3,850円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 104,240円</p> <p>その他の経費 10,800円</p> <p>小 計 115,040円</p> <p>合 計 118,890円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>			

報告年月日 平成8年3月28日 (平成7年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 小村勝洋後援会 報告年月日 平成8年3月28日 (平成7年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	政治団体の名称 米井のぶとし後援会 報告年月日 平成8年5月7日 (平成7年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 35,833円 ア 前年繰越額 4,484円 イ 本年収入額 31,349円 (2) 支出総額 35,833円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 31,349円 合計 31,349円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 その他 31,349円 (2) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 2,565円 事務所費 24,000円 小計 26,565円 政治活動費 その他の経費 9,268円 合計 35,833円 (うち本部又は支部に対して供与した	交付金に係る支出 0円) 期間 平成8年1月1日~同年12月31日 政治団体の名称 池沢げんぞう後援会 資金管理団体の 池沢源藏 届出をした者の氏名 資金管理団体の 鳥取県議会議員 届出に係る公職の種類 報告年月日 平成8年4月1日 (平成8年3月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 吉村真事鳥取県港湾後援会 報告年月日 平成8年5月14日 (平成8年4月30日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円
---	---	--